設計検査（　一戸建て　建設・購入　）（　共同建て　購入　）に関する契約書

1、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）は、申請書および添付図書に記載された建築物が適合証明業務に関する基準に適合していることを確認した場合は、設計検査通知書を申請者に交付する。

2、協力業務について　申請者は、センターの求めに応じ設計検査のために必要な情報をセンターに提供する。

3、手数料について 3-1）本申請に要する手数料の額は、　　円　とする。

3-2）支払期日は、「設計検査通知書」受理前までとする。

3-3）支払方法は、□「銀行振込」、□「窓口での現金納入」、

□「その他（　　）」とする。

尚、手数料の額には、全ての検査（設計検査・中間検査・竣工検査）を含むものとする。

4、業務期日について　平成　　年　　月　　日　までとする。

但し、遅延する事由が発生した場合は、期日を変更することができる。

変更期日　平成　　年　　月　　日

平成　　年　　月　　日

申請者　　住　所

氏　名　　印

センター　仙台市青葉区上杉一丁目 1-20

一般財団法人　宮城県建築住宅センター

理事長　　印

この契約書は、2 通提出してください。